

岩手県告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、盛岡広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和6年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年10月15日(火)午後2時から
- (2) 場所 岩手県盛岡地区合同庁舎8階講堂C

2 都市計画の変更の案の概要

- (1) 変更箇所 別図のとおり。
- (2) 変更面積

市町村名	市街化調整区域から市街化区域へ変更する区域	市街化区域への編入を保留する区域	市街化区域から市街化調整区域へ変更する区域
盛岡市	約4.2ヘクタール	—	—
滝沢市	約19.7ヘクタール	—	—
矢巾町	約2.3ヘクタール	—	—

3 公述申出書の提出期限 令和6年9月30日(月)

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場に備えておいて令和6年9月2日から同年9月30日まで縦覧に供する。